

【第204回国会（常会）】

1 国務大臣の演説及び質疑

令和3年1月18日に菅内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月20日及び21日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 菅内閣総理大臣の施政方針演説

内閣総理大臣に就任をして、政権を担って4か月、直面する困難に立ち向かい、この国を前に進めるために、全力で駆け抜けてまいりました。

そうした中で、私が一貫して追い求めてきたものは、国民の皆さんの安心そして希望です。

【1 新型コロナウイルス対策】

（国民の命と健康を守り抜く）

国民の命と健康を守り抜く。まずは安心を取り戻すため、世界で猛威をふるい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させます。

目の前の患者を何とか救うため力を尽くす医療従事者の皆様、感染拡大の防止に奔走する保健所の皆様、細心の注意を払い高齢者と向き合う介護関係者の皆様。全ての関係者の方々に、厚く御礼を申し上げます。

また、国民の皆様には、生活や仕事に御負担、御苦労をおかけする中で、多大な御協力をいただきました。しかし、今回、再び制約のある生活をお願いせざるを得ず、大変申し訳なく思います。

今一度、国民の皆様の御協力をいただきながら、私自身もこの闘いの最前線に立ち、都道府県知事をはじめ自治体関係者とも連携しながら、難局を乗り越えていく決意であります。

今回、緊急事態宣言を発出しました。これまで1年近くこの闘いの経験に基づき、効果的な対象に徹底



菅内閣総理大臣の施政方針演説（第204回国会）

的な対策を行っております。

私自身、連日、状況聞き、専門家とも議論を重ねておりますが、東京都で6割を占める感染経路不明の多くが、飲食と見られています。

特に、30代以下の若者の感染者が増えています。多くの方は無症状や軽症ですが、若者の外出や飲食により、知らず知らずのうちに感染を広げている現実があります。

飲食での感染を抑え込むことが極めて重要であり、飲食店については、協力金を180万円まで引き上げ、20時までの営業時間の短縮を徹底します。

それ以外にも、テレワークの7割実施、不要不急の外出・移動の自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛、さらに、イベントの人数制限をあわせて実施いたします。

こうした対策により、感染を抑え込み、減少傾向に転じさせます。専門家が緊急事態宣言のレベルとする、いわゆるステージ4を早急に脱却いたします。

さらに、新型インフルエンザ特別措置法を改正し、罰則や支援に関して規定し、飲食店の時間短縮の実効性を高めます。議論を急ぎ、早期に国会に提出をいたします。

その上で、感染対策の決め手となるワクチンについては、安全性、有効性の審査を行った上で、自治体と連携して万全な接種体制を確保し、できる限り2月下旬までには接種を開始できるよう準備いたします。私も、率先して接種します。

大事なものは、必要な方に必要な医療をしっかりと提供していくことです。あらゆる方策を尽くし、医療体制の確保を強力に進めていきます。

先月には、新型コロナ対応を行っている医療機関に派遣される医師や看護師への支援額を倍増いたしました。新たに新型コロナ患者用の病床を確保するため、1床当たり最大で1,950万円を助成します。年明け以降、東京都では、1,000を超える病床の確保について、最終的な調整を行っております。現場の負担となっている清掃業務などの委託経費を支援いたします。保健所の負担を減らすために、応援派遣を1,200名から3,000名に増員します。

知事の要請があれば、自衛隊の医療チームなどをいつでも投入できるように、万全の体制を整えています。

（暮らしと雇用を守る）

何としても事業を継続していただき、暮らしと雇用を守っていく。それが、政治の責務です。

所得が低いひとり親世帯に追加で5万円、更に2人目以降の子どもについて3万円ずつの支給を、昨年中に行いました。

手元資金にお困りの方々への緊急小口資金は、昨年以來、5,000億円が利用されています。返済を免除する特例も、3月末まで延長いたします。

雇用調整助成金について、これまで対象とされていなかったパートや非常勤の方々に日額1万5,000円を支給する特例を来月末まで延長します。緊急事

態宣言に伴い、大企業にも特例を拡大します。

官民の金融機関による無利子無担保融資に十分な資金を用意し、さらに、4,000万円の限度額を6,000万円に引き上げ、手続も簡素化いたします。返済にお困りの方には、公庫などが更に一定期間の返済猶予を行うなど、柔軟に対応し、民間金融機関に対しても同様の対応を要請いたします。

前年と比べ、自殺者が5か月連続で増加し、とりわけ女性が顕著な傾向にある事態を重く受け止め、SNSを通じた相談窓口などにより、不安に寄り添う体制を強化します。

過去最多となった児童虐待について、児童相談所の児童福祉司を5,000名体制に強化し、学校、警察、弁護士と連携して、早期発見につなげます。

困窮する学生の修学を支援し、新卒抜いの柔軟化を要請します。就職氷河期世代の就職も引き続きサポートしてまいります。

【2 東日本大震災からの復興、災害対策】

（東日本大震災からの復興）

3月11日で、あの東日本大震災から10年となります。改めて、犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての方々へ心からお見舞いを申し上げます。

心のケアなどのきめ細かな取組を継続するとともに、原発事故で大きな被害を受けた福島においては、創造的復興の中核拠点となる国際教育研究拠点を設立します。原災地域12市町村に魅力ある働く場をつくり、移住の推進を支援します。

福島の本格的な復興再生、そして東北復興の総仕上げに、全力を尽くしてまいります。

（災害対策・国土強^{じん}靱化）

震災の経験も教訓とし、さらに、ここ数年の相次ぐ水害やこの冬の大雪、災害の激甚化の中で、災害発生時には、万全な対応を速やかに行います。防災・減災、国土強^{じん}靱化についてもしっかりと進めます。5年集中で、事業規模15兆円を目途に対策を実施します。

大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。

（暮らしの安全・安心）

暮らしの安全、安心を確保します。ストーカー規制法を改正し、違反行為をGPSによる位置情報の取得にも広げます。銃刀法を改正し、クロスボウの所持を禁止し、許可制とします。

ネット通販トラブルの増加を踏まえ、デジタルプ

ラットフォーム企業に対し、違法商品、危険商品の出品停止を求めます。SNSの誹謗中傷について、発信者情報の開示命令などの裁判手続を整備し、被害者の迅速な救済につなげます。

【3 我が国の長年の課題に答えを】

国民の皆さんの希望を実現したい。そうした思いで、我が国の長年の課題に答えを出してまいります。

バブル崩壊後、我が国が抱える問題について、長年にわたって次のように言われ続けてきました。日本企業のダイナミズムが失われた、デジタル化の流れに乗り遅れ、新たな成長の原動力となる産業が見当たらない。

アベノミクスの三本の矢により、日本経済はバブル期以来の好調を取り戻しました。しかしながら、ポストコロナの時代においても、我が国経済が再び成長し、世界をリードしていくためには、多くの壁が立ちはだかっています。行政の縦割り、既得権益、そして悪しき前例主義を打ち破り、未来を切り拓いていく。困難な課題にも答えを出していくのが、私の内閣であります。

地方で、家族を育み、老いても安心して暮らせるよう、地方の方々の所得を引き上げる施策を追求してまいります。そうした動きを国全体の活性化につなげ、我が国が持続的に発展していくため、成長志向の政策運営を続けます。

高齢者をはじめ、誰もが安心できる社会保障制度をつくり、未来を担う子どもたちや若者のための政策を進めます。

まずは、次の成長の原動力をつくり出します。それが、グリーンとデジタルです。

(グリーン社会の実現)

2050年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は、経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。

過去に例のない2兆円の基金を創設し、過去最高水準の最大10%の税額控除を行います。次世代太陽光発電、低コストの蓄電池、カーボンリサイクルなど、野心的なイノベーションに挑戦する企業を腰を据えて支援することで、最先端技術の開発、実用化を加速させます。

水素や洋上風力など再生可能エネルギーを思い切って拡充し、送電線を増強します。デジタル技術により、ダムの発電を効率的に行います。安全最優先

で原子力政策を進め、安定的なエネルギー供給を確立します。2035年までに新車販売で電動車100%を実現いたします。

成長につながるカーボンプライシングにも取り組んでまいります。先行的な脱炭素地域を創出するなど、脱炭素に向けたあらゆる主体の取組の裾野を広げていきます。CO₂吸収サイクルの早い森づくりを進めます。

世界的な流れを力に、民間企業に眠る240兆円の現預金、更には3,000兆円とも言われる海外の環境投資を呼び込みます。そのための金融市場の枠組みもつくりまします。グリーン成長戦略を実現することで、2050年には年額190兆円の経済効果と大きな雇用創出が見込まれます。

世界に先駆けて、脱炭素社会を実現してまいります。

(デジタル改革)

この秋、デジタル庁が始動します。

デジタル庁の創設は、改革の象徴であり、組織の縦割りを排し、強力な権能と初年度は3,000億円の予算を持った司令塔として、国全体のデジタル化を主導します。1兆円規模の緊急対策として改革に着手し、全国規模のクラウド移行に向け、今後5年間で自治体のシステムも統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を徹底してまいります。

マイナンバーカードの普及のため、マイナポイントの期限も半年間延長します。この3月には健康保険証との一体化をスタートし、4年後には運転免許証との一体化を開始します。

行政機関が保有する法人などの登録データをシステム上の、いわゆるベースレジストリーとして整備し、デジタル社会の形成に不可欠なデータ利活用を進めてまいります。

組織の要は人です。公務員の採用枠にデジタル職の創設を検討し、高度なスキルを持つ民間人材を迎え、自治体、民間とも行き来させ、官民のデジタル化をダイナミックに進めます。

教育のデジタル化も一挙に進めます。小中学生に1人1台のIT端末を揃え、9,000人のデジタル専門家がサポートします。子どもたちの希望や発達段階に応じたオンライン教育を早期に実行してまいります。

あらゆる手続が役所に行かなくてもオンラインでできる、引越した場合の住所変更がワンストップでできる、そうした仕組みをつくりまします。

高齢者や障害者、デジタルツールに不慣れな方々

もしっかりサポートし、誰もがデジタル化の恩恵を最大限に享受できる社会をつくり上げてまいります。

民間企業においても、社内ソフトウェアから生産、流通、販売に至るまで、企業全体で取り組むデジタル投資を、税制によって支援します。

ポスト5G、6Gを巡る国際競争が過熱する中、官民を挙げて研究開発を進め、通信規格の国際ルールづくりを主導し、フロントランナーを目指します。

さらに、身近な情報通信の利用環境を国民目線に立って変えていきます。

携帯電話料金については、大手が相次いで従来の半額以下となる大容量プランを発表し、本格的な競争に向けて、大きな節目を迎えました。

放送番組と同じ内容をインターネットでも同時に視聴できるよう、著作権法を改正します。

NHKについては、業務の抜本的な効率化を進め、国民負担の軽減に向け放送法の改正をします。これにより、事業規模の1割に当たる700億円を充て、月額で1割を超える思い切った受信料の引下げにつながります。

（イノベーション）

「はやぶさ2」のカプセルの帰還に、世界が湧き立ちました。高い技術力により世界初の偉業の数々を成し遂げた、歴史的な成果です。子どもから大人まで夢や希望を与えてくれた、津田先生をはじめJAXAの皆さんに、心から敬意を表します。

科学技術立国日本にとって、20年近くも続く研究力の低迷は、国の将来を左右する深刻な事態です。博士課程学生の支援を拡大し、未来を担う若手研究者を育成します。

10兆円規模の大学ファンドにより、若手研究人材育成などの基盤整備を行い、世界トップレベルの成果を上げる自律した大学経営を促します。

こうした取組により、今後5年間の目標として、政府の研究開発予算を30兆円、官民の研究開発費の総額を120兆円とし、積極的にイノベーションを促してまいります。

2025年大阪・関西万博では、我が国が誇る先端技術の粋を集め、「いのち輝く未来社会のデザイン」を世界に示し、日本が大きな飛躍を遂げるきっかけといたします。

（我が国企業の成長）

我が国企業が、過去の成功体験にとらわれず、未開拓の分野に進出し、次の成長の担い手として中小企業、ベンチャー企業が育っていく。こうした環境をつくり出すことも、長年の課題でした。

雇用の7割を支える中小企業を取り巻く状況は非常に厳しく、資金繰り支援を続けます。持続化補助金や手形払いの慣行の見直しを通じて、生産性の底上げを図り、賃金の上昇へとつなげます。さらに、中堅企業への成長、海外市場への挑戦を後押ししてまいります。

最低賃金は、雇用にも配慮しながら継続的な上げを図り、経済の好循環につなげてまいります。

業種を超えた再就職や在籍型出向を支援し、デジタル教育訓練を強化し、新しい分野への移動を促します。

コーポレートガバナンス改革を進め、我が国企業の価値を高めてまいります。我が国を代表する企業の役員の3分の1以上を独立社外取締役とし、女性、外国人、中途採用者の管理職への登用について目標の公表を求めることにします。

（国際金融拠点）

国際金融センターをつくることも、長い間言われてきたことです。日本には、良好な治安と生活環境、1,900兆円の個人金融資産といった大きな潜在性があり、金融を突破口としてビジネスを行う場としても魅力的な国を目指します。

税制について、外国人の国外財産を相続税の対象外とし、運用成果に応じた収入にかかる所得税は、主要先進国と比べて遜色のない水準である20%の税率を一律に適用します。海外の人材がビジネスを容易に開始できるよう、在留資格の特例も設けます。

【4 地方への人の流れをつくる】

東京一極集中の是正、地方の活性化も長年叫ばれてきた課題です。

東京圏と言われる1都3県の消費額は全国の3割に過ぎません。残りの7割の消費は地方なのです。地方の所得を引き上げ、その消費を活性化しなければ、日本全体が元気になりません。

（農業を成長産業に）

我が国の農産物はアジアを中心に諸外国で大変人気があり、我が国の農業には大きな可能性がります。昨年の農産物の輸出額は、新型コロナの影響にも関わらず、過去最高となった2019年に迫る水準となっています。

2025年2兆円、2030年5兆円の目標を達成するため、世界に誇る牛肉やいちごをはじめ27の重点品目を選定し、国別に目標金額を定めて、産地を支援いたします。農業に対する資金供給の仕組みも変えていきます。

さらに、主食用米から高収益作物への転換、森林

バンク、養殖の推進などにより、農林水産業を地域をリードする成長産業とすべく、改革を進めます。美しく豊かな農山漁村を守ります。

(観光立国)

我が国には、内外の観光客を惹きつける、自然、気候、文化、食が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。

先を見据え、短期集中で、ホテル、旅館、街の再生を進めます。全国100程度の地域で、街中に残る廃屋を撤去し、魅力ある施設へとリニューアルします。

皇室ゆかりの三の丸尚蔵館は、我が国が誇るべき2,000を超える国宝・重要文化財級の美術品を所蔵しています。それらを、地方に積極的に貸し出し、文化観光の核とします。国立公園などにおける自然の中での宿泊体験や、城や寺社、古民家での滞在など、地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。

日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指します。

ウポポイが、昨年夏、開業しました。アイヌ文化の素晴らしさを体感できるよう、様々なイベントを充実させ、観光の起爆剤とします。

沖縄では、名護東道路がこの夏に全面開通し、美ら海水族館や世界遺産の今帰仁城跡へのアクセスが大幅に改善をされます。

(規制改革を通じた一極集中の是正)

新型コロナを機に、改めて地方への関心が高まっています。23年間、東京都へは人の転入が超過していましたが、昨年夏以降は、5か月連続で流出が続いています。

そうした機会をとらえ、地方にいても都会と同じ仕事、同じ生活ができる環境をつくり、都会から地方への大きな人の流れを生み出してまいります。

来年度までに光ファイバーが離島を含めて整備され、全国的にテレワークの環境が整います。最大100万円の交付金、住宅購入には最大100万円分のポイント付与で、地方への移住を希望する方々を強力に後押しします。

行政が求める押印のほとんどをなくし、手続をオンライン化します。民間の手続の見直しも進めます。テレワークに必要なルールも改定し、多くの企業に活用されるよう、働きかけてまいります。

オンライン診療・服薬指導について、初診の取扱いや対象疾患など、恒久化に向けて夏までに骨格を固め、実行に移してまいります。

大企業で経験を積んだ方々を、政府のファンドを

通じて地域の中堅・中小企業の経営人材として紹介する取組が始まりました。まずは銀行からスタートし、今後3年で対象業種を広げて1万名規模に拡大します。

地域の経済の核となる地域金融機関の経営基盤を強化することとし、統合などの支援を日本銀行とも連携しつつ進めます。

ふるさと納税は、今では年間約5,000億円となり、活力ある地域づくりに大いに役立っています。企業版ふるさと納税も控除額を9割まで引き上げており、多くの企業に活用いただき、地方の活性化につなげていきたいと思えます。

【5 少子化対策と社会保障の将来】

希望と活力に満ちた日本を未来につなげていくためには、世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしっかり引き継いでいかなければなりません。これが我々の世代の責任です。

給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、未来を担う子どもからお年寄りまで全ての人が安心できる社会保障への改革を進めていきます。

(子育て支援)

長年にわたり、我が国の最大の課題と言われてきたのが少子化の問題です。

結婚や出産、子育てを希望する方々の声に丁寧に耳を傾け、一つひとつの望みを実現していきます。

年間で5万7,000人のお子さんが、不妊治療により生まれています。子どもが欲しいと願い治療を続ける皆さんに寄り添い、不妊治療の保険適用を、来年4月からスタートし、男性も対象にします。それまでの間は、現行の助成制度の所得制限を撤廃するとともに、2回目以降の助成額を倍にし、予算成立後、1月1日にさかのぼって実施します。

不妊治療と仕事の両立に、後ろめたい思いをさせではありません。不妊治療休暇を導入する中小企業を支援し、社会的機運を高めます。

不育症に悩む方には検査費用最大5万円の助成、若年者へのがん治療に伴う不妊への支援拡充など、きめ細やかに対応してまいります。

長年の懸案である待機児童問題については、女性の就業率の上昇も見込んだ上で、4年かけて14万人分の保育の受け皿を整備し、最終的な解消を図ってまいります。そのため、幼稚園やベビーシッターの活用など、地域の子育て資源をフル活用します。

出産、育児の負担がこれまで女性に偏ってきた中で、男性の育児参加という当たり前のことを実現し

ていきます。

男性国家公務員には1か月以上の育休取得を求めています。全ての企業に対し、男性が育休取得しやすい職場環境を整備することを義務付けるとともに、希望に応じて1か月以上の休業を取得できるようにしていきます。

全国の小学校について、現在の40人学級を40年ぶりに人数を引き下げ、35人学級へと改めます。現場で子どもの状況を把握し、一人ひとりにきめ細かい教育を実現します。

女性の登用拡大や女性に対する暴力根絶など、基本計画で掲げられた目標の達成に向けて全力で取り組みます。女性と男性が互いに尊重し合い、全ての女性が輝く令和の社会をつくり上げてまいります。

（社会保障改革）

若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えることは、長年の課題であり、いよいよ待たなすです。

75歳以上の高齢者のうち、単身者の場合、年収200万円以上の方々の窓口負担割合を2割とし、急激な負担増とならないための経過措置を設けます。これにより、現役世代の保険料負担が720億円減ることになりました。

薬価の改定を毎年行うことにより、医薬品の7割の品目を薬価引下げの対象とし、医療費で4,300億円、国費で1,000億円、国民が負担の軽減を実感できるようにしました。

4月から介護報酬、障害福祉サービスなどの報酬を引き上げるとともに、デジタル化や介護ロボットの導入を支援します。現場で働く皆さんの処遇改善や生産性向上を通じて、安全、安心のサービスを提供してまいります。

重度障害者の方々が企業や自宅で働く場合の介助支援が始まりました。市町村への更なる活用を促し、必要な方が利用できるようにします。民間企業にも、障害のある方々への合理的配慮を求めます。障害や難病のある方々が個性を存分に発揮し、活躍できる社会をつくり上げてまいります。

経済あつての財政との考え方の下、当面は感染症対策に全力を尽くし、経済再生に取り組むとともに、今後も改革を進めます。

【6 外交・安全保障】

（多国間主義）

我が国は、多国間主義を重視し、国際社会が直面する課題に共に取り組む、団結した世界の実現を目指します。ポストコロナの国際秩序づくりに指導力

を発揮していく決意です。

COP26までに、意欲的な2030年目標を表明し、各国との連携を深めながら、世界の脱炭素化を前進させます。

デジタル時代の信頼性のある自由なデータ流通のためのルールづくりを加速させるとともに、WTOの改革を推進します。

RCEPの進展や日英包括的経済連携協定の発効は、自由で公正な経済秩序の構築に貢献しました。TPPについても、本年の議長国として、その着実な実施と拡大に向けた議論を主導してまいります。

（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）

日米同盟は、我が国外交、安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の自由、平和、繁栄の基盤であります。バイデン次期大統領と早い時期にお会いをし、日米の結束を更に強固にします。そして、新型コロナ、気候変動などの共通課題で緊密に協力をしてまいります。

同時に、日米の抑止力を維持しつつ、沖縄の皆さんの心に寄り添い、基地負担軽減に引き続き取り組みます。普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古沖への移設工事を進めます。

世界の活力の中心であるインド太平洋地域では、法の支配に基づく自由で開かれた秩序の形成が極めて重要です。米国をはじめ、ASEAN、豪州、インド、欧州などとの協力を深化させつつ、より多くの国、地域と共に自由で開かれたインド太平洋の実現に取り組んでまいります。

（我が国防衛と経済安全保障）

厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、最も重い使命です。ミサイルの脅威に対応するため、イージスシステム搭載艦を整備するとともに、抑止力の強化について、引き続き、政府内で検討を行います。

経済安全保障の確保に、政府一丸となって取り組みます。安全保障上重要な防衛施設や国境離島を含め、国土の不適切な所有、利用を防ぐための新法を制定します。

（近隣外交）

政権の最重要課題である拉致問題については、私自らが先頭に立ち、米国を含む関係国と緊密に連携しつつ、全力を尽くします。金正恩委員長と条件を付けずに直接向き合う決意に変わりはなく、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正

常化を目指します。

安定した日中関係は、両国のみならず、地域、国際社会のためにも重要です。両国には様々な懸案が存在しますが、ハイレベルの機会も活用しつつ、主張すべきは主張し、具体的な行動を強く求めていきます。その上で、共通の諸課題の解決に向けて連携してまいります。

北方領土問題を次世代に先送りせず、終止符を打たねばなりません。2018年のシンガポールでの首脳会談のやり取りは引き継いでおり、これまでの両国間の諸合意を踏まえて交渉を進めます。平和条約締結を含む日露関係全体の発展を目指してまいります。

ASEANは、戦略的なパートナーであり、かけがえのない友人です。就任後の最初の訪問先をベトナムとインドネシアとしたのも、そうした考えからです。ASEANとの間で、今後とも、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力を更に進めてまいります。

韓国は重要な隣国です。現在、両国の関係は非常に厳しい状況にあります。健全な関係に戻すためにも、我が国の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めていきます。

【7 おわりに】

憲法は、国の礎であり、そのあるべき姿を最終的に決めるのは、主権者である国民の皆様です。国民から負託を受けた政治家がその責任に正面から向き合い、与野党の枠を超えて憲法審査会の場で議論を深め、国民的な議論につなげていくことを期待します。

安定的な皇位の継承などに関する課題については、衆参両院の委員会でも可決された附帯決議の趣旨を尊重し、対応してまいります。

夏の東京オリンピック・パラリンピックは、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証^{あかし}として、また、東日本大震災からの復興を世界に発信する機会したいと思います。感染対策を万全なものとし、世界

中に希望と勇気をお届けできる大会を実現するとの決意の下、準備を進めてまいります。

まずは、一日も早く感染を収束させ、皆さんが安心して暮らせる日常、そして、にぎわいのある街角を取り戻すために、全力を尽くします。

未来への希望を切り拓く^{ひら}ため、長年の課題について、この4か月間で答えを出してきました。皆さんに我が国の将来の絵姿を具体的に示しながら、スピード感を持って実現してまいります。

一人ひとりが力を最大限発揮し、互いに支え、助け合える、安心と希望に満ちた社会を実現します。

こうした社会を実現するためには、国民の信託を受け、国政を預かる立場にある政治家にとって、何よりも国民の皆さんの信頼が不可欠であります。先の国会における桜を見る会前夜の夕食会に関する私の答弁の中に事実と異なるものがあったことについて、大変申し訳なく、改めてお詫びを申し上げます。

私は、47歳で初めて衆議院議員に当選をしたとき、かねてより御指導いただいていた当時の梶山静六内閣官房長官から二つのことを言われ、以来、それを私の信条としてきました。

一つは、今後は、右肩上がりの高度経済成長時代と違って、少子高齢化と人口減少が進み、経済はデフレとなる。お前はそういう大変な時代に政治家になった。その中で国民に負担をお願いする政策も必要になる。その必要性を国民に説明し、理解してもらわなければならない。

もう一つは、日本は、戦後の荒廃から国民の努力と政策でここまで経済発展を遂げてきた。しかし、資源の乏しい日本にとって、これからがまさに正念場となる。国民の食^ぶい扶持^もをつくっていくのがお前の仕事だ。

これらの言葉を胸に、国民のために働く内閣として、全力を尽くしてまいります。

御清聴ありがとうございました。

(2) 茂木外務大臣の外交演説

第204回国会に当たり、外交政策の所信を申し述べます。

国際社会は、今、三つの大きな変化、課題に直面しています。第一に、新型コロナの世界的拡大がもたらす危機、そして、人間の安全保障への挑戦という

厳しい状況をいかに乗り越えるかです。第二に、保護主義や一方的な現状変更の試みなど、これまで国際社会の平和と繁栄を支えてきた普遍的価値や国際秩序に対する挑戦。そして第三に、グローバル化、デジタル化の進展、気候変動といった国際社会が直面

する共通の課題や、宇宙、サイバーといった新領域、経済安全保障など新たな課題の顕在化です。

このような時代を画する変化の中であって、ポストコロナの世界を見据え、多国間主義を尊重し、安全保障面でも経済面でも、自由で公正な秩序、ルールの構築に向け、日本がより一層主導的な役割を果たします。これこそが日本外交の目指す確かな方向であると考えます。

まず、新型コロナへの対応について申し上げます。

これまで外務省としても、新型コロナの世界的な拡大の状況を分析しつつ、様々な対策を講じてきました。感染症危険情報を始めとする関連情報のきめ細やかな発出や水際対策の強化、さらには、中国・武漢からの帰国オペレーションに始まり、海外からの出国、帰国が困難となっていた在外邦人への支援に全力で取り組んできました。これまでに、101箇国、1万2,000人を超える邦人の出国、帰国を実現しています。今後も在外邦人の安全確保及び支援に万全を期します。

新型コロナの世界的な感染拡大、人間の安全保障の危機に対応していくためには、国際的な連携協力が不可欠です。新型コロナを一日も早く収束させ、次なる危機にも備えるため、国際保健課題を担うWHOの改革や機能強化、また、ASEAN感染症対策センターへの支援を始め、途上国の保健医療システムの強化に積極的に貢献していきます。また、誰の健康も取り残さないとの考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進するため、途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスの確保を全面的に支援します。

以上を申し上げた上で、今後、特に七つの分野に焦点を当て、包容力と力強さを兼ね備えた外交を更に前に推し進めていきます。

第一に、日米同盟の強化です。日米同盟は、日本外交、安全保障の基軸であり、今やインド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、明後日発足するバイデン新政権との間で、抑止力、対処力の強化も含め、日米同盟をより一層強化していきます。その中で、普天間飛行場の一日も早い辺野古移設を始め、地元の負担軽減に全力を尽くします。さらに、新型コロナ対策、気候変動問題といった国際社会の課題についても、バイデン新政権と緊密に連携していきます。

第二に、自由で開かれたインド太平洋の実現です。我が国が推進する自由で開かれたインド太平洋は、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するこ



茂木外務大臣の外交演説（第204回国会）

とにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくというビジョンであり、今、多くの国々がこの考えを共有しています。そして、ポストコロナに向けて、このビジョンの意義、重要性はますます高まっています。二国間や日米豪印を含む様々な多国間対話の機会を捉え、考え方を共有する米国、豪州、インド、ASEAN、更には欧州、中東、アフリカの国々とも連携協力を進めていきます。

第三に、近隣諸国との外交に、明確な基本方針の下、積極的に取り組みます。

まず、中国への対応です。中国との安定した関係は、日中両国のみならず、地域及び国際社会の平和と繁栄のために極めて重要です。日中は世界第2位、第3位の経済大国として、地域及び国際社会の諸課題に取り組んでいく責務を共有しており、両国がその責任をしっかりと果たしていくことが、国際社会の期待に応えることとなります。同時に、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海における一方的な現状変更の試みは、断じて認められません。今後とも日本の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静に、かつ、毅然と対応していきます。南シナ海をめぐる問題についても、緊張を高めるいかなる行為にも強く反対し、力や威圧によらず、国際法に基づき問題を平和的に解決することが重要であると改めて強調していきます。中国との間には様々な懸案が存在していますが、引き続き首脳会談や外相会談等のハイレベルの機会を活用し、主張すべきはしっかりと主張し、懸案を一つ一つ解決し、また中国側の

責任ある行動を強く求めていきます。

次に、韓国。韓国は重要な隣国であり、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓、日米韓の連携が不可欠です。しかしながら、最近の日韓関係は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより更に厳しい状況に陥っています。特に、今般の元慰安婦等による対日訴訟判決については、国際法上も、二国間関係上も、到底考えられない、異常な事態が発生したと極めて遺憾にとらえています。私から康京和韓国外交部長官に電話をし、強く抗議するとともに、韓国が国家として国際法違反を是正するための措置を早急に講じることを強く求めました。政府として、両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていきます。また、竹島は、歴史的な事実^{きんじ}に照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土であり、この基本的な立場に基づき、冷静に、かつ、毅然と対応していきます。

ロシアとは、平和条約締結問題を含む政治、経済、文化等、幅広い分野で日露関係全体を進展させていく考えです。最大の懸案である北方領土問題の解決のために、首脳間のみならず外相レベルでも緊密に対話を重ねることが必要です。2018年のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継いでおり、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、交渉責任者として粘り強く交渉に取り組んでいきます。また、北方四島における共同経済活動の更なる具体化に向けた取組や元島民の方々のための人道的措置も着実に進展させていきます。

第四に、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指すという基本方針に全く変わりはありません。今後とも、日米、日米韓で緊密に連携し、中国、ロシアを含む国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行の確保と朝鮮半島の非核化を目指します。また、政権の最重要課題である拉致問題の早期解決に全力で取り組みます。

第五に、中東情勢への対応です。中東地域においては、高い緊張状態が継続し、また、イスラエルと一部のアラブ諸国が国交を正常化するなど、情勢の変動が見られます。世界各国が様々な関係を持つ、この地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄に不可欠です。我が国は原油輸入の約9割をこの地域に依存しており、中東地域の海域において、航行の安全を確保することは極めて重要です。

引き続き、中東地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、多方面に信頼関係を有する日本の立場も活かし、粘り強い外交努力を通じて貢献していきます。

第六として、新たなルール作りに向けた国際的取組を主導します。

世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本は、TPP11以来、日・EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPなど、自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮してきました。引き続き、日本が推進してきた自由で公正な経済圏の拡大や、ルールに基づく多角的貿易体制の維持強化に取り組みます。また、本年開催が予定される第12回WTO閣僚会議での具体的成果も含め、WTO改革を主導します。

ポストコロナで重要性が増すデジタル分野においては、G20大阪サミットで議長国として立ち上げた大阪トラックを国際的に推進し、データ流通の共通ルール作りを主導するとともに、国連、WTO、OECD等の場においても、国際的なルール作りの中心的な役割を果たします。また、質の高いインフラ投資に関するG20原則や大阪ブルー・オーシャン・ビジョンなど、日本がG20サミットで打ち出した原則、ビジョンの普及、具体化に向けて、引き続き国際的な指導力を発揮します。

以上に加え、日本企業の海外展開支援を始め、官民連携の強化に一層取り組みます。また、東日本大震災から10年を迎える本年、海外における風評対策と日本産食品に対する輸入規制措置の撤廃に向けた働きかけも一層強化します。

同時に、日本の政策、取組、立場に対する理解と支持を拡げるため、パブリックディプロマシーを一層力強く展開するとともに、先般訪問した中南米を始めとする世界各地の日系人社会との連携にも、これまで以上に取り組んでいきます。

第七に、地球規模課題への対応です。

人間の安全保障の理念に立脚し、積極的かつ戦略的なODAの活用を通じ、SDGsの達成を始めとする地球規模課題への取組を加速します。特に、現在、気候変動問題への取組は最も重要な課題です。2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現に向け、パリ協定が目指す脱炭素社会を実現するため、本年のCOP26を含め、各国と連携しつつ、国際社会の取組をリードしていきます。また、海洋プラスチックごみ、人権、難民・避難民、女性の参画、防災など、SDGs達成に向けた諸課題にも積極的に取り組みます。

来年、2022年にはアフリカで2回目の開催となる第8回アフリカ開発会議、T I C A D 8のチュニジアでの開催が予定されています。新型コロナの感染拡大でその重要性が更に高まっている保健分野を含む開発課題に対し、人材育成を始め、アフリカ自身が主導する発展を引き続き力強く後押しします。

新型コロナの世界的な感染拡大により、今まで以上に国際協調が求められる中、日本はこれまでも国連を始めとする多国間の枠組みを重視してきました。この点、日本の常任理事国入りを含む安保理改革は待ったなしの課題であり、具体的交渉を開始すべく取り組むとともに、国際社会の平和と安定に一層貢献するため、来年、2022年の安保理非常任理事国選挙での当選を目指します。また、国連PKOや3月に日本で開催をされる第14回国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンgres等を通じて、幅広い国際課題に積極的に貢献していきます。こうした多国間の枠組みを通じた貢献を一層進展すべく、より多くの有能な日本人が国際機関で活躍する機会を増やす取組を強化していきます。

さらに、8月に開催が見込まれる核兵器不拡散条約、NPT運用検討会議が意義ある成果を収められるよう、国際的な議論に積極的に貢献していきます。厳しい状況を乗り越え、今年の夏は、特別な夏に

したいと思います。人類がウイルスに打ち勝った^{あかし}証として、安全、安心で感動を呼ぶ東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催できるよう、外務省としても政府全体の取組に貢献してまいります。また、今年、第9回太平洋・島サミットや第13回日・メコン首脳会議を始めとする国際会議も日本で開催予定であり、日本と各国との協力関係を新たな高みに引き上げていきます。

ここまで七つの分野について政策方針を申し上げてきましたが、これらの政策の推進、包容力と力強さを兼ね備えた外交の機動的な展開のために、在外公館の数と質両面の強化を含め、外交実施体制の強化に取り組みます。

2021年、米国でバイデン新政権がスタートする中で、日米同盟を一層強化するとともに、今や世界に^{ひろ}拡がりつつある自由で開かれたインド太平洋を一層推進していきます。そして、我が国としてポストコロナの新たな秩序・ルール作りに向けた国際的な取組で主導力を発揮する中で、国際社会における存在感、プレゼンスを更に高める1年とすべく、責任感と使命感を持って全力で取り組む決意であります。

議員各位、そして国民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

(3) 麻生財務大臣の財政演説

令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算の御審議に当たり、財政政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明させていただきます。

(日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方)

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算の政策効果等もあり、持ち直しの動きがみられますが、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクは十分に注意する必要があります。

このような状況の下、昨年12月8日に、国民の生命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定いたしました。総合経済対策を通じて、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図り、防災・減災、



麻生財務大臣の財政演説（第204回国会）

国土強^{じん}靱化等の推進など安全、安心の確保を進めてまいります。

先般、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されました。今後も感染状況や経済、国民生活への影響を注意深く見極め、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策予備費を含めた累次の補正予算、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算の着実な執行により、適切に対応してまいりたいと考えております。

日本の財政は、少子高齢化に伴う構造的な課題にも直面をいたしております。経済財政運営と改革の基本方針2020等を踏まえ、2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、引き続き、これまでの歳出改革の取組を継続し、経済再生と財政健全化の両立を図ってまいりたいと考えております。

(令和2年度第3次補正予算の概要)

次に、総合経済対策の実行等のために今国会に提出をいたしました令和2年度第3次補正予算の概要について申し述べます。

一般会計につきましては、歳出面において、総合経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る経費に約4兆3,600億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に係る経費に約11兆6,800億円、防災・減災、国土強^{じん}靱化の推進など安全、安心の確保に係る経費に約3兆1,400億円の合計19兆1,800億円を計上いたしております。

このほか、国税の減少に伴う地方交付税交付金原資の減額の補填等を行うとともに、既定経費の減額を行うことといたしております。

歳入面におきましては、租税等の収入について、最近までの収入実績や企業収益の動向等を勘案して約8兆3,900億円の減収を見込んでおります。また、税外収入について、約7,300億円の増収を見込むほか、前年度剰余金約6,900億円を計上することといたしております。

以上によってなお不足する歳入について、公債を約22兆4,000億円発行することとしております。

なお、剰余金の処理につきましては、別途、所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

この結果、令和2年度一般会計第3次補正後予算の総額は、一般会計第2次補正後予算に対して歳入歳出ともに約15兆4,300億円増加し、約175兆6,900億円となります。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正

を行っております。

財政投融资計画につきましては、総合経済対策を踏まえ、現下の低金利状況を活かして、生産性向上や防災・減災、国土強^{じん}靱化を加速するとともに、ポストコロナ時代の社会経済構造変化に対応した民間投資を促進するため、約1兆4,300億円を追加いたしております。

(令和3年度予算及び税制改正の概要)

続いて、令和3年度予算及び税制改正の概要を御説明させていただきます。

令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り拓^{ひら}くために、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく予算といたしております。

具体的には、感染症危機管理体制や保健所体制の整備等によって感染拡大防止に万全を期すとともに、予期せぬ状況変化への備えとして、5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置することとしております。また、デジタル社会、グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題にもしっかりと対応するものといたしております。

同時に、歳出全般にわたり見直しを行い、一般歳出等について、新経済・財政再生計画の目安を達成するなど、歳出改革の取組を継続いたしております。

一般歳出につきましては約66兆9,000億円であり、これに地方交付税交付金等約15兆9,500億円及び国債費約23兆7,600億円を加えた一般会計総額は、約106兆6,100億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は約57兆4,500億円、その他収入は約5兆5,600億円を見込んでおります。また、公債金は約43兆6,000億円となっております。

なお、特例公債の発行につきましては、別途、所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、職員の処遇改善にも配慮した介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施に必要な経費を確保しつつ、毎年薬価改定の実現等、様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるという方針を達成いたしております。

文教及び科学振興費につきましては、小学校35人以下学級の実施に向けて必要な教職員定数の措置及

び合理化等を図るほか、大学改革、安全、安心な学校の施設整備等を推進するとともに、科学技術基盤を充実し、イノベーションを促進することといたしております。

地方財政につきましては、国税及び地方税の税収の落ち込みに対し、地方の一般財源総額を適切に確保し、地方に最大限配慮することといたしております。

防衛関係費につきましては、安全保障環境の変化に対応するため、中期防衛力整備計画に基づき、調達の効率化を徹底しつつ、宇宙やサイバーといった新領域を含め防衛力を着実に強化することといたしております。

公共事業関係費につきましては、ハード、ソフトが一体となった防災・減災対策と維持更新コストの増加抑制の観点で踏まえつつ、国土強韌化の取組への重点化を図るほか、生産性向上のためインフラ整備等を推進することといたしております。

経済協力費につきましては、新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向け、保健分野での途上国支援を強化しつつ、ODAは予算、事業量ともに必要な額を確保することといたしております。

中小企業対策費につきましては、生産性向上を促進するための設備投資や、事業再生、事業承継に対する支援を充実するほか、資金繰り対策にも万全を期すことといたしております。

エネルギー対策費につきましては、再生可能エネルギーの主力電源化やカーボンリサイクルの推進など、イノベーションによる脱炭素化を推進するほか、災害時に強いエネルギー供給網の整備に取り組むことといたしております。

農林水産関係予算につきましては、農林水産物・食品の輸出拡大、農業経営の生産性向上を進めるほか、グリーン社会実現に向けた森林資源管理や、改正漁業法を踏まえた適切な水産資源管理に取り組むことといたしております。

東日本大震災からの復興につきましては、第2期復興・創生期間の初年度において復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するため、令和3年度東日本大震災復興特別会計の総額を約

9,300億円といたしております。

令和3年度財政投融资計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業、事業者及び地方公共団体への強力な支援、イノベーションの大胆な加速と事業再生、構造転換、低金利を利用した生産性向上や防災・減災、国土強韌化等につながるインフラ整備の加速のため、総額約40兆9,100億円といたしております。

国債管理政策につきましては、借換債を含みます国債発行総額が約236兆円と、過去に類を見ない規模になる中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。

令和3年度税制改正につきましては、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図るための企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設したすとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることといたしております。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設することといたしております。さらに、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等も行うことといたしております。

このほか、日本の金融資本市場を国際金融センターの一つとして発展させ、海外から金融事業者、高度人材を呼び込むことは、重要な課題と存じます。政府一体となってこの課題に取り組み、所要の税制上の措置を講ずることといたしております。

(むすび)

以上、財政政策の基本的な考え方と、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算の概要について御説明させていただきました。

次の世代に未来をつないでいくためには、今回の危機を乗り越えるとともに、構造的な課題に着実に取り組むことで、経済再生と財政健全化の両立を進めていく必要があります。そのため、これらの予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、財政政策につきまして、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 西村経済財政政策担当大臣の経済演説



西村経済財政政策担当大臣の経済演説
(第204回国会)

【1 はじめに】

経済財政政策担当大臣として、我が国経済の現状と課題、政策運営の基本的考え方について所信を申し述べます。

【2 経済の現状と経済財政運営】

(我が国経済の現状)

2020年の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況となりました。4、5月には、緊急事態宣言の下、経済を広く人為的に止めたことで戦後最大の落ち込みを経験しました。その後は、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続いていますが、経済は依然としてコロナ前の水準を下回っており、回復は道半ばです。

特に、最近の感染拡大による経済の下振れリスクに十分な注意が必要です。

政府は、今月、11都府県を対象とする緊急事態宣言を発出したところですが、今回の緊急事態宣言においては、これまでの経験、知見や専門家の分析を踏まえ、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底します。あわせて、昨年春の経験も踏まえ、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々には配慮しつつ、テレワークにより出勤者数の7割削減、不要不急の外出自粛など、国民の皆様にご協力をお願いして、

何としても感染拡大を抑えることを最優先に対応してまいります。

この難局を国民一体となって乗り越えるため、これらの措置によって厳しい影響を受ける方々には、協力金の拡充など予備費の活用も含めた支援策を講じてまいります。また、対策の実効性を高めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法など関連法改正について、幅広い関係者の意見を聴きながら早期に国会に提出します。

引き続き、国民の皆様のご御理解、共感をいただけるよう適切な情報発信をしながら、感染対策に全力で取り組めます。

(経済財政運営の方針と来年度の経済見通し)

政府は、昨年12月、決してデフレには戻さないとの強い決意で、財政支出40.0兆円程度、事業規模73.6兆円程度の、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定しました。

医療提供体制の更なる強化やワクチン接種体制の整備など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を挙げるとともに、感染症の厳しい影響に対し、雇用と生活をしっかり守ること、同時に、成長分野への民間投資を呼び込みながら、民需主導の成長軌道の実現につなげるということの二つの視点の下、予算、規制、税制といったあらゆる政策手段を総動員し、防災・減災、国土強靱化の推進も盛り込んだ総合的な対策としています。本対策の裏付けとなる令和2年度第3次補正予算を令和3年度当初予算と一体的に、15カ月予算として切れ目ない経済財政運営を行ってまいります。

これらにより、緊急事態宣言による厳しい状況を乗り越え、来年度の経済成長率は、実質4.0%、名目4.4%程度、GDPは来年度中にはコロナ前の水準を回復することを見込んでおります。その実現に向けて、デフレ脱却、経済再生に全力で取り組んでまいります。

また、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、民需主導の成長軌道に戻すことに万全を期すとともに、新経済・財政再生計画改革工程表の着実な実行やデータに基づく政策立案により政策効果の高い歳出への転換を徹底し、財政健全化につなげてまいります。

【3 ポストコロナの経済社会に向けて】

今回のコロナ危機は大変厳しい試練ではありますが

が、その一方で、これまで困難と思われてきた課題への対応も、やればできるということがわかりました。

就業者の3割以上、東京23区では6割近くがテレワークを経験し、地方移住への関心も高まっています。内閣府の意識調査では、今では東京圏在住の3割が地方移住に関心を持ち、20代の若者に限定すれば、その割合は4割に上るとの結果となっています。これは長年の課題であった東京一極集中是正に向けたチャンスでもあり、2地域居住やスマートシティの実現、ワーケーションを始めとする新たな働き方など、未来に向けた芽が出始めています。

こうした動きを後戻りさせず、新たな日常を定着させ、更に拡大してまいります。このことが、感染防止と経済の生産性向上を両立させつつ、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新しい成長につながると考えます。

そのためには、まず、デジタル化の推進です。デジタルガバナメントの確立に向けた取組を抜本的に加速し、あわせて、5Gのその後も見据えた通信網の高度化、交通、物流分野等におけるデジタル化など、デジタルニューディールを強力に推進し、デジタル化を通じた民間企業の経営革新を促してまいります。

グリーン社会の実現に向けた取組もカギとなります。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、成長が期待される14の産業において、高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員する戦略として、昨年末にグリーン成長戦略が策定されました。更なる深掘りを進め、今年の成長戦略に反映し、民間の大胆な投資やイノベーションに向けた取組をグリーンニューディールで全力で後押ししてまいります。

また、日本企業の組織の硬直性を打破することが急務です。

定期的にシリコンバレーを訪問してきていますが、あるベンチャー企業からは、日本企業はたくさん視察に来るが、いつも50歳前後の男性ばかり。スーツ姿にネクタイだけ外して、毎回同じような質問ばかりして帰っていく。そして、その後何の連絡もない。なぜ、日本企業には外国人、女性、若者がいないのか。このように、日本企業の多様性の低さについて、目が覚めるような指摘を受けました。

今こそ、多様な人材の登用を促し、多様な発想で未来を切り拓くときです。コーポレートガバナンス改革を推し進め、外国人や若者、女性の活躍の機会を増やすことにより、企業の経営革新につなげ、GAF Aのような世界を牽引する企業が日本からも創

出されるような事業環境を作ってまいります。大企業からベンチャー企業まで、産学官オープンイノベーションの推進に取り組みます。また、中堅・中小企業に対しては、新たな分野への展開、業態転換等を支援するための最大1億円の事業再構築補助金を創設し、前向きな取組を後押ししてまいります。

そして、何より重要なのは人への投資であります。一人ひとりの人材能力を引き出し、新たな時代に適応したイノベーションを生む人材の育成に取り組みます。子供たちには、少人数学級とICT活用を両輪とした個別最適な学びの実現、社会人には、キャリアアップ支援やリカレント教育の強化、テレワークや副業、兼業、フリーランス等の多様な働き方の環境整備を進め、多様な人材の能力、発想が存分に発揮されるよう、人への投資、正にヒューマンニューディールを進めてまいります。

成長戦略会議で取りまとめた実行計画において、ポストコロナ時代を見据えた主要改革の基本的方向性を具体化しました。今国会において、産業競争力強化法の改正など所要の法案を提出するとともに、最終取りまとめに向けて、成長戦略の検討を更に進めてまいります。

(経済連携の推進)

イノベーションの創出や地方創生のためには、海外から高度な人材、技術、豊富な資金を呼び込むことが重要です。対日直接投資の一層の促進に向け、法人設立手続きのオンライン化、英語化に加え、高度人材の受入れや新しい時代に向けたデジタル投資や企業再編を促進すべく、税制改革を含めた事業環境の整備を進めてまいります。本年春までに、次期達成目標設定を含めた中長期戦略を取りまとめてまいります。

また、世界で自国第一主義が広がる中、TPP11協定等を通じた自由貿易の重要性が改めて認識されています。本年のTPP委員会協議の議長国として、特に、デジタルの実装、サプライチェーンの強靱化といった分野での議論を更に深め、協力を推進していきます。その一環として、デジタル経済に関してウェブ上の国際的なセミナーを開催したいと思います。

このハイスタンダードでバランスの取れた21世紀型のルールを世界に広めていくため、引き続き署名国による協定の早期締結を促すとともに、TPP11協定の着実な実施、拡大に取り組んでまいります。その際、加入に関心を示しているエコノミーが協定の高いレベルを満たす用意ができているかどうかについては、しっかりと見極めてまいります。

【4 国民生活の安心の確保に向けて】

医療や介護の現場の方々、生活に困っておられる方への支援に携わる方々など、年末年始も休まず最前線に立ち続けている皆様に心より感謝を申し上げます。

今回のコロナ危機はそれぞれの社会の脆弱なところを浮き彫りにしており、我が国においても非正規雇用の方々や女性など弱い立場にある方々が大変厳しい状況に直面しています。生活困窮者やひとり親世帯への支援、再就職支援やトライアル雇用に対する賃金助成などを通じ、セーフティーネットを強化し、誰一人として取り残されない包摂的な社会の構築に取り組んでまいります。

また、暮らしと雇用を守りつつ、一人ひとりの能力を最大限に引き出しながら働きがいを持って仕事に取り組めるよう、働きながら更なる能力向上に取り組める環境整備、新たな分野への円滑な労働移動の支援など、パッケージとして総合的に取り組みます。就職氷河期世代の方々についても、お一人お一人に寄り添いながら、それぞれの事情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

成長と分配の好循環を実現するためには、雇用の確保とともに、最低賃金を含めた賃上げの流れを継続していくことが大切です。厳しい状況にある企業も多くあることは承知をしておりますが、政府として、中小企業を始めとする生産性向上に向けた支援、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置を講じるなど、賃上げのモメンタムを維持できる環境整備に全力で取り組んでまいります。

(全世代型社会保障)

少子高齢化が急速に進む中、少しでも多くの方に、支えられる側から支える側として活躍いただけるよ

う、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々ができる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことが、我々の世代の責任です。昨年末閣議決定された全世代型社会保障改革の方針に沿って、少子化対策の抜本的強化と高齢者医療について負担の仕組みの見直しに取り組むことで、改革を更に前へ進めていきます。

本通常国会では、方針において示された後期高齢者の自己負担割合のあり方等、必要な法案の提出を図るとされた項目について、法案を提出し速やかに御審議いただけるよう万全を期してまいります。

【5 むすび】

新型コロナウイルス感染症は、我が国経済が抱えてきた長年の課題を改めて浮き彫りにしました。感染拡大を全力で抑えながら、今こそ、こうした課題に正面から取り組むときです。デジタル、グリーン、ヒューマン、この3つのニューディールに全力で取り組み、民間の創意工夫、投資意欲を引き出すとともに、多様な人材の能力、発想が開く社会にしていきたい。コロナ禍の中、今は大変厳しい状況がありますが、その中だからこそ、未来への扉を開いていこうではありませんか。3つのニューディールこそが未来の扉を開きます。そして、一人ひとりが扉の向こうに向けて新たな一歩を踏み出す、その勇気を全力で応援していきたいと思えます。

本年2021年が、我が国経済社会の大きな変革のラストチャンスとの気概を持って、日本が新たな、そして大きな一歩を踏み出す1年となるよう全力を尽くしてまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月18日）に対する質疑は、20日に枝野幸男君（立民）、二階俊博君（自民）及び逢坂誠二君（立民）が行い、21日には石井啓一君（公明）、志位和夫君（共産）、馬場伸幸君（維新）及び玉木雄一郎君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(新型コロナウイルス対策)

- ①「緊急事態宣言の発出」に関する質疑に対して、「緊急事態宣言は、強力な手段であり、国民の生活を大きく制約するものであることから、政府として最善の判断が求められる。日々の感染状況等を把握し、専門家の御意見を伺いながら判断をした。今後、緊急事態宣言に基づき、強力な対策を講



枝野幸男君（立民）

じること、何としてもこの感染拡大を食い止めていく決意である」旨の答弁があった。

②「新型コロナの感染拡大防止の戦略及び緊急事態宣言の解除」に関する質疑に対して、「対策を徹底し、一日も早く感染を収束させ、安心して暮らせる日常、にぎわいのある町を取り戻す。そのため、緊急事態宣言を発出し、効果のある対象に徹底的対策を行っている。緊急事態宣言の解除については、専門家の分科会からも、解除の前提として、速やかにステージ3まで下げよう提言を頂いている。まずは緊急事態宣言のレベルであるステージ4を早急に脱却し、更なる感染者数の減少を目指していく」旨の答弁があった。

③「いわゆるエッセンシャルワーカーに対する検査」に関する質疑に対して、「重症化リスクの高い方々のいる施設に対して重点的に検査を実施し、重症者の発生を

可能な限り食い止め、国民の命を守ることが極めて重要である。感染拡大地域の医療や介護の施設の従業員や入院、入所者に対して実質的に国の費用負担で検査を実施できるようにしており、引き続き、都道府県と連携しながら、徹底していく」旨の答弁があった。

④「民間とのPCR検査の連携」に関する質疑に対して、「新型コロナに係る検査については、行政による検査だけでなく、民間検査機関も含め、オール・ジャパンで体制強化を図っていくことが重要である。行政検査を行う民間検査機関等への検査機器の導入を支援するとともに、個人の希望に応じた検査を行う民間機関の情報を一括して公表し、国全体として、検査を受けやすい環境整備を図っている」旨の答弁があった。

⑤「PCR検査の拡大実施」に関する質疑に対して、「不特定多数に検査を実施するかどうかも含め、詳細については今後検討していく。検査体制の拡充を図るとともに、感染拡大地域では、症状がない方も含めた大規模、集中的な検査を実質的に国の費用負担で実施できるようにしてきた。また、個人の希望に基づき民間事業者の検査を受ける場合も、結果として、医療機関の診断を受け、保健所に届出が行われることが重要であり、民間事業者に対してあらかじめ提携医療機関を決めておくよう求めるなどの対策を講じている」旨の答弁があった。

⑥「病床や宿泊施設の確保などの充実」に関する質疑に対して、「必要な方が必要な医療を受けられるよう、地域の感染状況に応じて病床や宿泊療養施設がしっかりと確保されることが重要である。強力な財政支援を行うとともに、都道府県とも一体となって、病床確保を進めている」旨の答弁があった。

⑦「宿泊療養施設の確保」に関する質疑に対して、「感染者を早期に把握し、ホテルでの療養等を行うため、都道府県において必要な施設の確保を進めてもらっており、国としても強力な財政支援を行っている。看護師を始めとした人材の確保も重要であり、日本看護協会と連携して、潜在看護師の復職を呼びかけ、1,000名以上の宿泊療養施設への復職を実現している。引き続き、各自治体はその

実情に応じて施設の確保を進められるよう、必要な支援を進めていく」旨の答弁があった。

⑧「新型コロナに関するワクチン接種の準備状況」に関する質疑に対して、「ワクチンは感染対策の決め手になるものであり、安全で有効なワクチンを速やかにお届けしていきたい。自治体と連携して万全な接種体制を確保し、できる限り2月下旬までには接種を開始できるように準備している。また、政府全体としての連携体制を強化するために、全体の調整とともに国民への分かりやすい情報発信を指示した」旨の答弁があった。

⑨「ワクチンの接種時期」に関する質疑に対して、「ワクチンは、安全性、有効性の審査を行った上で、自治体と連携して万全な接種体制を確保し、できる限り2月下旬までには接種を開始できるように準備する。

全体接種の時期を示すことは、本日は控えたい。いずれにしても、まずは医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者から順次開始し、国民の皆様にも一日も早くお届けできるよう全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

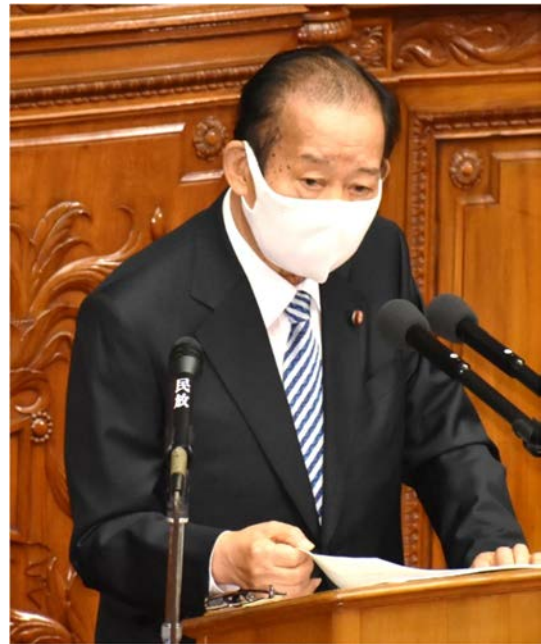
⑩「ワクチン接種の情報管理」に関する質疑に対して、「接種記録を管理することは重要であり、ワクチン接種を円滑に実施するため、自治体と緊密に連携し、国として、マイナンバーの活用も含め、効率的に接種記録を把握できる仕組みを検討する。接種予約の円滑化など、オンラインも活用しながら、接種に向けた準備を進めていく」旨の答弁があった。

⑪「新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法及び検疫法の改正」に関する質疑に対して、「この1年間に得られた知見や経験を踏まえ、対策をより実効的なものとし、何としても感染を抑えていかなければならない。今回、特措法、感染症法及び検疫法について、法改正をすることとし、事業者や個人の権利にも十分配慮しつつ、支援や罰則の規定を設けるなど、新型コロナ対策として必要な見直しを行う。与野党の御意見も伺いながら、速やかに法案を国会に提出していく」旨の答弁があった。

⑫「自宅療養者への対策」に関する質疑に対して、「自宅療養者については、症状の変化を速やかに把握し、医療機関等につなぐことが重要である。保健所で定期的に健康観察を行い、症状が変化した場合などに備え、患者からの連絡や相談体制を構築している。健康観察に有効なパルスオキシメーターの活用を促進していく」旨の答弁があった。

⑬「病院への受入れ」に関する質疑に対して、「救急搬送の困難事案は、感染の拡大に伴い増加していると承知している。こうした状況を改善するため、病床確保に向けた強力な支援を行うとともに、医療関係団体に対して協力要請を行った。引き続き、国と地方で緊密に連携をしながら、地域の医療資源を総動員し、病床確保に努める」旨の答弁があった。

⑭「ゲノム解析の活用」に関する質疑に対して、「ゲノム解析は、感染状況把握のために重要であるが、一般に数日を要し、我が国の感染状況を踏まえると、全ての症例について個別の感染ルートの把握



二階俊博君（自民）

に活用することは現実的ではない。一方で、海外からの変異株の流入が課題となる中、迅速にゲノム解析が行われるよう、国立感染症研究所の体制整備を行ったところである」旨の答弁があった。

- ⑮「医療機関全般に対する経済的支援」に関する質疑に対して、「国民にとって必要な医療が提供されるよう、地域の医療提供体制を維持、確保していくことは重要である。これまで、感染症対策を徹底しつつ、地域医療を継続いただくために、コロナ対応を行っていない医療機関への支援も含めて3.2兆円の支援を行っているほか、過去に例のない、最大減収12か月分を上限とする無利子無担保などの危機対応融資も実施してきた。引き続き、地域の医療機関の状況を踏まえ、必要な支援を躊躇なく実施していく」旨の答弁があった。
- ⑯「無症状感染者の把握」に関する質疑に対して、「感染者を早期に把握し、入院やホテルでの療養等の対応を行い、感染拡大を防ぐことが基本である。このため、地方自治体とも連携し、必要な検査を受けられるように検査体制の拡充を図るとともに、感染拡大地域では、症状がない方も含めた大規模、集中的な検査を実質的に国の費用負担で実施できるようにしてきた。無症状又は軽症の30代以下の若年者が知らず知らずのうちに感染を広げていると指摘されていることから、こうした方々への働きかけを強化していく」旨の答弁があった。
- ⑰「ビジネストラックを含む水際対策」に関する質疑に対して、「変異株が確認された国、地域からの入国に対する水際対策を速やかに強化してきた。ビジネストラック及びレジデンストラックについては、11の国、地域と合意しているが、これらの国、地域からの入国者に変異株の感染が確認された事例はない。しかし、現在の国内の深刻な状況に加え、英国とブラジルの帰国者から変異株が国内で確認される事例などが相次ぎ、国民の不安が更に高まっている現状を重く受け止め、国民の命と暮らしに対するあらゆるリスクを予防的に取り除くため、ビジネストラック及びレジデンストラックについては、緊急事態宣言が発令されている間、一時停止することとした」旨の答弁があった。
- ⑱「接触確認アプリCOCOA」に関する質疑に対して、「これまでのダウンロード件数は約2,400万件、陽性者登録された件数は9,000件弱、陽性者全体の2.6%である。なお、アプリにより陽性が判明した件数の把握には保健所等の協力が必要であり、現時点で把握できていない。更なる広報に努め、より多くの方に活用していただき、感染拡大防止というアプリの効果を高めていく」旨の答弁があった。
- ⑲「新型コロナ感染の受入れ医療機関に対する支援」に関する質疑に対して、「新型コロナ患者を受け入れられる医療機関が損失を被ることのないようにするとともに、現場で戦う医療従事者の方々に支援が行き届くことが重要である。これまで3.2兆円の医療機関支援を行うとともに、今回の補正予算案で1.4兆円の追加支援を計上しているが、こうした支援については、補助の目的の範囲内で、できる限り柔軟に使えるように配慮している。また、用途が限定されていない診療報酬についても、新型コロナ患者については大幅な引上げを行っている。引き続き、現場の声を踏まえながら、必要な支援を実施していく」旨の答弁があった。
- ⑳「いわゆるコロナ差別の防止」に関する質疑に対して、「新型コロナの感染や医療従事者、その家族等への差別はあってはならないことである。国及び地方公共団体の責務として、差別的取扱いなどの実態の把握や啓発活動を行うことを特措法改正案に盛り込む方向で検討をしている」旨の答弁があった。

(経済・財政政策)

- ①「事業再構築補助金、持続化給付金及び家賃支援給付金」に関する質疑に対して、「コロナにより各企業の環境が変化する中で、中小企業の中には積極的に事業転換に取り組みたいとの声もあり、適切な支援を行っていく。また、多くの中小企業にとっては、厳しい経営環境の中で事業の継続のために資金繰りの支援が極めて重要であり、今般、公庫などによる無利子無担保融資の4,000万円の限度額を6,000万円に引き上げ、手続も簡素化する。持続化給付金と家賃支援給付金については申請期限を延長したところであり、さらに、今回の緊急事態宣言において、飲食店の営業時間短縮などの影響により大幅に売上げが減少する中小事業者については、一時金を支給する」旨の答弁があった。
- ②「令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算」に関する質疑に対して、「第3次補正予算においては、病床の確保、雇用や事業の支援に加え、コロナ予備費を確保しており、G o T o キャンペーン予算の組替えを行わなくても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に十分な予算を確保している。さらに、令和3年度予算については、社会保障の見直しを始めとして、めり張りのある予算としており、5兆円のコロナ予備費により、十分に感染症対策が可能な予算としている。これらの予算により、今後とも新型コロナ対策に全力を挙げていく」旨の答弁があった。
- ③「飲食店への協力金」に関する質疑に対して、「緊急事態宣言の発出に伴い、協力金に対する支援額を引き上げ、宣言の対象地域の20時までの営業時間の短縮については、一月当たり180万円までの協力金を国が支援する。多くの自治体において、店舗の規模を問わず一律の金額としていると承知しているが、各自治体の判断で事業者ごとに異なる支援額を設定することも可能になっている。光熱水費や家賃については、地方向けの臨時交付金を活用いただくことも可能であり、地域の実情に応じた取組を推進していただきたい」旨の答弁があった。
- ④「日本経済に対する認識」に関する質疑に対して、
「8年前の政権交代以来、経済再生を最優先に取り組み中で、雇用者数は約400万人増え、地方の公示地価が27年ぶりに上昇し、賃金についても、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は増加が続くなど、大きな成果を上げたと思っている。まずは、新型コロナウイルスの感染を収束させ、経済を回復させる」旨の答弁があった。
- ⑤「株価の動向」に関する質疑に対して、「株価は、経済や企業の活動を背景に、様々な要因により、市場において決まるものと考えている。日銀による上場投資信託(E T F)の買入れなどについては、金融政策の一環として行われており、その具体的な手法は日銀に委ねられている。また、年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)は、法令に基づき、専ら被保険者の利益のために運用を行っており、政府は具体的な投資行動を指図する立場にはない。また、格差については、それが固定化されずに、人々の許容の範囲を超えないものとなるよう、引き続き、様々な施策を進めていく」旨の答弁があった。



逢坂誠二君(立民)



石井啓一君（公明）

⑥「観光業や公共交通事業者などへの支援」に関する質疑に対して、「地域住民の日常生活や我が国の経済産業活動を支える公共交通事業者は、現場での感染リスクの不安を抱えながら、エッセンシャルサービスとしての使命と責任を果たしているが、利用客は激減している。また、約900万人の雇用と地域経済を支える観光関連産業は、移動抑制の中、大変厳しい経営状況である。令和2年10月に策定した観光需要回復プランに基づき、令和2年度第3次補正予算案において、全国100程度の観光地で、町中に残る廃屋を撤去するなど、魅力ある地域へのリニューアルや、国立公園などにおける自然の中での宿泊、城や古民家での滞在など、滞在型観光や文化観光、ワーケーションを推進することとしている。G o T o トラベル事業は、観光事業者並びに旅行者の双方に徹底した感染対策を講じた上で、7月22日より開始し、12月15日までで8,000万人泊を超える利用があった。現

在は、感染の拡大状況と医療の逼迫状況を踏まえ、苦渋の決断の末、本事業は全国で一時的停止の措置を取っている。当面、一日も早い感染の収束こそが最大の支援として、全力で感染防止策を講じていく。その上で、政府の分科会の専門家の御指導を頂きながら、改めて感染対策を徹底するなど必要な見直しを行い、G o T o トラベル事業の再開を目指していきたい」旨の答弁があった。

- ⑦「新型コロナ危機の下での消費税の減税」に関する質疑に対して、「消費税は、社会保障のための必要な財源と考えている。他方、中小・小規模事業者に対しては、事業を継続いただくための資金繰り支援など、効果的な対策を講じている。なお、富裕層や大企業への課税については、これまで所得税や相続税の最高税率の引上げなどを行っており、今後の税制の在り方については、経済社会の変化を踏まえ、検討していく」旨の答弁があった。
- ⑧「追加の経済対策」に関する質疑に対して、「今回の緊急事態宣言による影響を受ける方々については、雇用や暮らしを守るための必要な対策をしっかりと講じる。具体的には、雇用調整助成金や資金繰り支援の拡充、飲食店への協力金や納入業者等への一時金、緊急小口資金などを実施する。特別定額給付金を再度支給することは考えていない。今回の支援策には、第3次補正予算や十分な額のコロナ予備費等で対応することとし、予算の組替えも考えていない」旨の答弁があった。
- ⑨「総合支援資金の貸付期間の延長」に関する質疑に対して、「総合支援金の特別貸付けは、これまで約4,000億円が利用され、幅広く活用されているが、一方で、債務が過大となることが自立を阻害しかねないという指摘もある。貸付期間の延長には慎重な検討が必要である」旨の答弁があった。
- ⑩「エンターテインメント業界などへの支援」に関する質疑に対して、「文化芸術やエンターテインメント業界については、事業を継続させ、雇用を確保するため、実質無利子無担保融資や雇用調整助成金の特例を実施することとしている。コンサートや演劇などの自粛に伴うキャンセル費用の支援や、緊急事態措置の期間中も含めた活動に対する支援を行うこととしている。これらにより、新型コロナの感染拡大により厳しい状況にある文化芸術やエンターテインメント業界の活動を支えてい

く」旨の答弁があった。

(雇用対策)

- ①「雇用調整助成金の特別措置及び休業支援金・給付金の期限」に関する質疑に対して、「令和2年以来、新型コロナの感染拡大の中でも、我が国の失業率は直近で2.9%と、主要国の中で最も低い水準で推移をしている。令和2年の企業倒産も、近年では低水準にとどまっている。そうした中でも、雇用と暮らしを守ることは政治の責務である。そのため、雇用調整助成金の特例等について、令和3年2月末まで延長したが、3月以降の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえ適切に判断し、令和3年1月末までには示せるようにする」旨の答弁があった。
- ②「休業支援金・給付金の支給対象」に関する質疑に対して、「休業支援金は、雇用調整助成金の活用がままならない、中小企業の労働者を早期に支援するために創設したものである。大企業の労働者の方々が雇用調整助成金の特例を活用できるよう、企業に対し丁寧に働きかけを行っていく。なお、今般の緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮要請に協力する大企業について、助成率を引き上げるなど、制度を利用しやすい環境整備に努めている」旨の答弁があった。
- ③「求職活動を行う方に対する支援」に関する質疑に対して、「新型コロナの影響を受けて失業された方が再就職をし、安心と希望を持って生活できることが重要であり、求職活動や職業訓練を支援するとともに、その間の生活を支える必要がある。失業給付の支給割合の上げは、求職活動への意欲に対する影響を慎重に考慮する必要があるが、一方で、求職活動の長期化に対応できるよう、給付日数を延長できる特例措置を講じていく。また、職業訓練受講給付金については、対象人員の拡充を図っており、訓練受講を積極的に働きかけている。引き続き、雇用情勢を注視しつつ、雇用を守るために必要な対策を講じていく」旨の答弁があった。

(社会保障政策)

- ①「ひとり親家庭等への支援」に関する質疑に対して、「ひとり親家庭の生活実態が特に厳しい状況にあることを踏まえ、臨時特別給付金を再度支給することとし、ほぼ全ての自治体で、令和2年中に給付金を届けることができた。生活に困窮する子育て家庭に対しては、緊急小口資金の特例貸付制度など、個々のニーズに応じた対策を講じており、引き続き、自治体における様々な取組を支援していく」旨の答弁があった。
- ②「新型コロナの影響による生活の困窮」に関する質疑に対して、「国民の命と暮らしを守ることは政治の責務であり、生活に困窮されている方々に対して、緊急小口資金等の特別貸付けや住居確保給付金の支給など、重層的なセーフティーネットにより支援を行っている。まずは、一日も早く感染を収束させ、皆さんが安心して暮らせる日常を取り戻すべく、全力を挙げる」旨の答弁があった。
- ③「公衆衛生分野の強^{じん}靱化策」に関する質疑に対して、「これまでの反省を踏まえ、また、職員の方々がより一層誇りを持って働いていただけるように、公衆衛生分野の強化を図っていくことが必要である。今般の新型コロナ対策では、地域の公衆衛生対策の中核である保健所の体制強化のため、全国的な広域派遣や国からの専門職の派遣など、必要な体制強化を図ってきた。一方で、感染症のための公衆衛生対策は、平時からの対応が極めて重要であるため、有事に即応できるよう、国立感染症研究所や保健所の体制及び機能の強化、専門人材の育成等に取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ④「生活保護制度」に関する質疑に対して、「扶養義務者の扶養が保護に優先して行われることは生活保護法に明記された基本原理であり、扶養照会は必要な手続である。他方で、DVや明らかに交流

が断絶している場合などには、照会を不要とする取扱いを認めており、引き続き、必要な配慮の周知徹底に努めていく」旨の答弁があった。

⑤「75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担の見直し」に関する質疑に対して、「令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えつつ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することは、待ったなしの課題である。そのため、少しでも多くの方に、支える側として活躍をいただき、能力に応じた負担をいただくことが必要である。このため、75歳以上の高齢者のうち、一定の収入以上の方々について、必要な受診が抑制されないよう経過措置を設けた上で、その窓口負担割合を2割とするものである」旨の答弁があった。



志位和夫君（共産）

⑥「がん対策」に関する質疑に対して、「がん検診を定期的に受けていただくために、検診の際の感染防止対策の徹底や、早期に受診の機会を設けるよう自治体に要請をするとともに、状況の把握、分析などを行い、受診を奨励していく。終末期の緩和ケアについて

は、専門的な研究を進め、医療従事者向けの研修を実施するなど、普及と質の向上に努めていく。がん教育についても、研修や外部講師の活用などにより、正しい理解や知識の普及に取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑦「全世代型社会保障改革」に関する質疑に対して、「世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしっかり引き継いでいくことが我々の世代の責任である。給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、全ての人が安心できる社会保障への改革を進めていく。これまでにない発想で少子化対策に取り組むとともに、後期高齢者の窓口負担割合の見直しに必要な法律案を提出し、全世代型社会保障の構築を進めていく」旨の答弁があった。

⑧「医療機関及び医療従事者に対する支援」に関する質疑に対して、「これまでも全ての医療機関を対象に3.2兆円の支援を行うとともに、令和2年度第3次補正予算で1.4兆円の追加支援を計上するなど、現場のニーズを酌み取りながら支援を行っている。特に、新型コロナ対応の医療機関に対しては1床当たり最大1,950万円の支援を行っており、これを活用して医療従事者への処遇改善に充てていただけるものと考えている。介護施設等に対しては、コロナ対応に必要な経費について、今回の第3次補正予算を含め約5,000億円を措置しており、引き続き、必要な支援を実施していく」旨の答弁があった。

⑨「地域医療構想」に関する質疑に対して、「地域医療構想は、地域の医療ニーズに合わせ、効率的で質の高い地域医療提供体制の確保を目指して取り組むものである。その上で、公立・公的医療機関等については、新型コロナ患者を積極的に受け入れるなど、今回の感染症対策において重要な役割を果たしている。今後の医療提供体制の在り方の検討に当たっては、今般の感染拡大への対応も踏まえ、地域の事情もよく踏まえつつ、感染症対策も含めて、必要とされる医療提供体制の議論を地

方自治体などと連携して進めていく」旨の答弁があった。

- ⑩「孤独対策」に関する質疑に対して、「単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化などに伴い、さらには新型コロナの感染拡大により、望まない孤独の問題が一層顕在化している。多様なつながりの中でお互いに支え合いながら生きていくことができる社会を構築していくことが重要である。英国など諸外国の取組も参考にしつつ、自治体における包括的な支援体制の構築や、SNSや電話による相談体制の拡充など、きずなのある社会の実現に向け、この問題に取り組んでいく」旨の答弁があった。

(外交・安全保障政策)

- ①「尖閣諸島」に関する質疑に対して、「尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、同諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在せず、日中間で議論すべき問題はない。その上で、我が国の立場と懸念については、茂木大臣から王毅國務委員に対し明確に伝えている。今後とも、ハイレベルの機会も活用し、主張すべきは主張し、具体的な行動を強く求めていくとともに、米国を含む関係諸国とも連携しつつ、冷静かつ毅然と対応していく」旨の答弁があった。
- ②「拉致問題」に関する質疑に対して、「拉致問題は、菅内閣の最重要課題である。拉致被害者の御家族も御高齢となる中、拉致問題の解決には一刻の猶予もない。総理就任以来、米国を含む各国首脳との会談等においても、引き続き緊密に連携していくことなどを確認している。また、私自身、条件をつけずに金正恩委員長と向き合う決意の下に、北朝鮮に対して働きかけを行っている。引き続き、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向けて、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で行動をしていく」旨の答弁があった。
- ③「北方領土問題」に関する質疑に対して、「令和2年9月の日ロ首脳電話会談でプーチン大統領も平和条約交渉の継続に言及しており、はしごを外されたのではないかとの指摘は全く当たらない。北方領土は我が国が主権を有する島々であり、平和条約交渉の対象は四島の帰属の問題であるというのが我が国の一貫した立場である。共同経済活動については、その取組を通じ、北方領土問題の解決につなげていくとの考え方の下に、両国の法的立場を害さない形で、しっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ④「海上保安庁業務の強化」に関する質疑に対して、「我が国周辺海域の厳しい状況を踏まえ、政府としては、平成28年に決定をした海上保安体制強化に関する方針に基づき、体制の強化を進めている。今後とも、我が国の領土、領海を断固として守り抜くとの決意の下、周辺海域の警戒警備、国民の安全、安心の確保に万全を期していく」旨の答弁があった。
- ⑤「日米関係」に関する質疑に対して、「日米同盟は、我が国外交、安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の自由、平和、繁栄の基盤である。バイデン新大統領と緊密な連携を構築し、日米の結束を更に強固にする。自由で開かれたインド太平洋の実現や、新型コロナ、気候変動問題などの国際社会の共通課題で緊密に協力をしていく決意である」旨の答弁があった。
- ⑥「中国及び韓国との関係」に関する質疑に対して、「中国との安定した関係は、両国のみならず、地域及び国際社会のために重要であり、双方が大国としての責務を果たしていくことが国際社会から期待をされている。共通の諸課題の解決に向けて連携をしていく。韓国は重要な隣国であるが、現在、両国の関係は非常に厳しい状況にある。健全な関係に戻すためにも、我が国の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めていく」旨の答弁があった。

(東京オリンピック・パラリンピック)

- ①「東京オリンピック・パラリンピックの開催」に関する質疑に対して、「まずは、新型コロナウイルスの克服に全力を尽くす。国際オリンピック委員会（I O C）や各競技団体とも相談しながら、感染対策の具体的内容を現在検討している。引き続き、東京都、大会組織委員会、I O Cと緊密に連携しながら、準備を進めてまいりたいと思う」旨の答弁があった。
- ②「東京オリンピック・パラリンピック実現に向けた取組状況」に関する質疑に対して、「令和2年のI O C総会において競技スケジュールと会場が決定されており、現在、夏の大会に向けて関係者が一丸となって準備を進めている。アスリートについては、入国から出国までトータルでの環境整備、ルール作りを行い、観客数の上限や外国人観客については、国内外の感染症状況なども踏まえ、春までに決定し、必要な対策を確実に実施することとし、全力を挙げて準備に取り組んでいる」旨の答弁があった。
- ③「東京オリンピック・パラリンピックとワクチン、アスリートの問題、医療体制」に関する質疑に対して、「アスリートも含めて感染症対策をしっかりと行うことにより、ワクチンを前提としなくても安全、安心な大会を開催できるよう準備を進めている。必要な医療体制については、地域医療に支障を生じないように、東京都、組織委員会などと連携しつつ準備を進めていく」旨の答弁があった。

(東日本大震災からの復興)

「東日本大震災からの復興」に関する質疑に対して、「発災から10年を迎え、復興は着実に進展している一方で、今後も、被災者の心のケアなどの課題が残り、福島復興再生には中長期的な対応が必要である。引き続き、政府の最重要課題として、閣僚全員が復興大臣であるとの意識を共有し、福島の本格的な復興再生、そして東北復興の総仕上げに全力を尽くしていく」旨の答弁があった。



馬場伸幸君（維新）

(エネルギー・環境政策)

- ①「エネルギー政策」に関する質疑に対して、「令和3年のエネルギー基本計画の改定に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネの最大限の導入など、あらゆる選択肢を追求し、検討を進める。国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（C O P 26）までには、詳細についてしっかりと目標を設定し、それまでの道行きも表明をしたい。2兆円の基金や税制措置などにより、民間企業の前向きな挑戦を応援し、大胆な投資とイノベーションを促していく」旨の答弁があった。
- ②「脱炭素化と原子力発電」に関する質疑に対して、「原発依存度を可能な限り低減し、新增設やリプレースは現時点では想定していないという政府の考え方に変わりない。その上で、2050年カーボンニュートラルには、電力分野の脱炭素化は大前提であり、省エネ、再エネに加え、原子力も含めてあらゆる選択肢の議論を進め、結論を出していく」旨の答弁があった。
- ③「原子力政策」に関する質疑に対して、「資源に乏しい我が国において、電気料金の上昇や気候変動

問題などを考えれば、原発ゼロで、最適な政策を実現できるとは思えない。その上で、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の新規制基準に適合すると認めた原発のみ、地元の理解を得ながら進めていくのが政府の方針である」旨の答弁があった。

- ④「再エネ拡充を促すための送電網の強化」に関する質疑に対して、「送電網の整備については、民間企業が送配電の費用によって賄ってきたところであるが、費用対効果の高い全国の送電網整備の計画を示すことで、効率的、効果的な送電網の整備を促進する」旨の答弁があった。
- ⑤「住宅の断熱化」に関する質疑に対して、「これまでも断熱化などの省エネ性能の高い住宅への転換を進めており、こうした取組は、脱炭素社会の実現に向けて極めて重要である。省エネ性能の高い住宅への支援や、省エネ基準への適合率を向上させるための更なる規制措置の導入を検討していく」旨の答弁があった。
- ⑥「カーボンニュートラルに向けた目標」に関する質疑に対して、「政府としては、例えば、2035年までに新車販売で電動車100%を実現する、水素は2050年に今のガス並みの価格にまで安くする、こうした目標を示している。目標の達成に向けて、企業の大胆な投資とイノベーションを促し、産業構造の変革を実現していく」旨の答弁があった。

(災害対策)

「防災・減災、国土強^{じん}靱化」に関する質疑に対して、「令和2年末に決定をした5か年加速化対策に基づいて、まずは、令和3年の出水期に向けて、川の掘削やダムの事前放流の拡大などを進める。また、危険な区域での土地利用を規制するための法改正を行う。さらに、令和4年度以降についても、対策を着実に推進し、災害に屈しない国土づくりを進めていく」旨の答弁があった。

(教育・科学技術政策)

- ①「35人学級と教育への思い」に関する質疑に対して、「今回の公立小学校35人学級は、40年ぶりの学級人数の大改正である。学校現場で子供の状況を把握し、一人一人にきめ細かい教育を実現していく。教育は、今後の我が国の社会を担う子供たちを育むものである。一人一人の多様な個性や能力を最大限伸ばすことができるように取り組んでいきたい」旨の答弁があった。
- ②「科学技術、イノベーション」に関する質疑に対して、「我が国の研究力が長年低迷する中、総力を挙げて、世界をリードする科学技術立国日本を取り戻す。若手研究者の育成、10兆円規模の大学ファンドの創設、大学改革などに取り組むとともに、今後5年間で官民の研究開発総額の目標を120兆円とし、積極的に科学技術、イノベーションの創出を促していく」旨の答弁があった。

(デジタル改革)

- ①「デジタル化の推進」に関する質疑に対して、「役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方にいながら都会と同じような生活や仕事ができる、こうした社会の実現を目指し、官民のデジタル化を加速する。



玉木雄一郎君(国民)

公文書管理についても、デジタル化を進め、適正かつ効率的に行われるよう、取り組んでいく。誰もがデジタル化の恩恵を最大限享受できる社会をつくり上げていく」旨の答弁があった。

②「マイナンバー制度」に関する質疑に対して、「マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を大きく進め、今後のデジタル社会のインフラとなるものであり、そのためのマイナンバーカードは、確実な本人確認に必要なものである。今後、カードの利便性を更に向上させるために、新技術を積極的に活用しながら、スマートフォンへの機能の搭載、健康保険証や運転免許証との一体化を進める」旨の答弁があった。

③「マイナンバーと預貯金口座のひも付け」に関する質疑に対して、「預貯金口座にマイナンバーを付番することによって、公正な給付の実現や、所在の分からない口座情報の把握に資するようになる。そのため、新規口座開設時に金融機関がマイナンバーの告知を求めることを義務付けるとともに、相続、災害時に口座の所在を確認できるようにするため、新法を今国会に提出する」旨の答弁があった。

(憲法改正)

「憲法改正」に関する質疑に対して、「憲法は国の礎であり、そのあるべき姿を最終的に決めるのは、主権者である国民である。憲法審査会において与野党の枠を超えて様々な論点について建設的な議論を重ね、国民の理解を深めていくことは、私たち国会議員の責任ではないか。国民投票法改正案について今国会で何らかの結論を得ることで合意されたと承知しており、この合意の実現に強く期待をしている」旨の答弁があった。

(政治姿勢等)

①「政治哲学」に関する質疑に対して、「私は、政治家を志して以来、現場の声、皆さんの声に幅広く耳を傾け、国民目線で政策を進めてきた。私自身、活力ある地方をつくる、その思いの中で、総務大臣当時にふるさと納税、そして官房長官のときは企業版のふるさと納税をつくり、企業に是非地方に目を向けていただきたい、地方に進出していただきたい、それが地方の活力につながる、このように思っている。新型コロナの影響が長期にわたる中、国民の暮らしと雇用を守っていくことは、これは政治の責務である。とりわけ経済的に厳しい状況にあるひとり親世帯の皆さんに、年末年始を前に、いち早くお手元に資金をお届けしなくてはならない、そうした思いの中で今回の給付の決断に至った。まずは、一日も早く感染を収束させ、皆さんが安心して暮らせる日常、そして、地方も含めて日本全体がにぎわいのある町を取り戻すべく、全力を尽くす」旨の答弁があった。

②「桜を見る会などの真相究明」に関する質疑に対して、「桜を見る会前夜の夕食会に関する私の答弁の中に事実と異なるものがあった。国民に対して大変申し訳ない思いで、施政方針演説において改めておわびを申し上げた。桜を見る会については、様々な御指摘について、必要な調査を行い、国会の場でも繰り返し御説明をしてきたが、御批判も踏まえ、少なくとも私の任期中は開催しないこととした」旨の答弁があった。

③「日本学術会議の会員の任命」に関する質疑に対して、「会員の任命については、日本学術会議法に沿って、学術会議に求められる役割なども踏まえ、任命権者として適切に判断を行ったものであり、そのことは繰り返し説明をしてきた。この任命の手続は終わっており、取り消すことは考えていない」旨の答弁があった。

④「いわゆる政治と金をめぐる問題」に関する質疑に対して、「政治資金については法令にのっとり

取り扱わなくてはならないことは、これは申し上げるまでもない。必要があれば捜査機関が厳正な捜査を行っているものと承知している。いずれにしろ、政治家は、その責任を自覚し、国民に疑念を持たれることがないように、常に襟を正して行動すべきものと考えている。アキタフーズの事案については、農林水産省において、必要な説明を行うとともに、第三者による検証などを開始するものと承知をしている」旨の答弁があった。

(選択的夫婦別氏制度)

「選択的夫婦別氏制度の導入」に関する質疑に対して、「選択的夫婦別氏制度の導入を含む夫婦の氏に関する問題は、我が国の家族の在り方に関わる事柄であり、国民の間にも様々な意見がある。男女共同参画基本計画に基づいて、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、検討を進めていく」旨の答弁があった。

(インターネット上の誹謗中傷)

「インターネット上の誹謗中傷への対策」に関する質疑に対して、「個人の人格を傷つけるなどの誹謗中傷は許されるものではない。インターネット上の誹謗中傷への対策については、総務省において、令和2年9月に政策パッケージを取りまとめ、ユーザーに対する啓発活動、事業者による削除などの対応及び透明性、アカウントビリティ向上の促進、発信者情報開示に関する制度整備、相談対応の充実に向けた体制整備を推進するとともに、今後、政策の効果検証を行う予定である」旨の答弁があった。

(公文書管理)

「公文書管理」に関する質疑に対して、「国民の信頼を確保するため、ルールに基づいて公文書管理を徹底することは当然のことであり、職員一人一人のコンプライアンス意識向上のための研修の充実強化、各省の公文書監理官によるチェックなどに取り組んでいる。行政文書の紛失などがあった場合には、行政機関において、必要な措置を講ずることとしている」旨の答弁があった。

(衆議院の解散・総選挙)

「衆議院の解散・総選挙の時期」に関する質疑に対して、「新型コロナの感染対策、そして経済の再生が最優先であり、これらに全力で取り組みたいと考えている。いずれにせよ、この秋までのどこかでは衆議院選挙を行う必要があり、よく考えていきたい」旨の答弁があった。